

## 兵庫県立病院経営対策委員会設置要綱

## (設置)

第1条 兵庫県立病院が将来にわたり県民に良質な医療を持続的に提供できるよう収支改善を進めていくにあたり、病院・企業経営や運営実務の専門的見地からの助言を得るため、兵庫県立病院経営対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 兵庫県立病院の収支改善策に対し助言すること。
- (2) 兵庫県立病院の収支改善に向けた取組みを提言すること。
- (3) その他収支改善に必要な事項について助言すること。

## (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員で組織する。

## (会長)

第4条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は、会議が開かれる前に委任状を会長に提出しなければならない。
- 4 会長が必要と認めたときは、会議外で個別に意見を聞くことができる。

## (謝金)

第6条 委員が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

- 2 前条第3項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、委員と同額の謝金を支給する。

## (旅費)

第7条 委員が委員会の職務を行うために、会議に出席し又は旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により算出した額に相当する額とする。
- 3 第5条第3項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して旅費を支給する。この場合において、旅費の額は委員と同様の取扱いとする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、病院局経営課において処理する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

（招集の特例）

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、病院事業管理者が招集する。

## 兵庫県立病院経営対策委員会委員名簿

(敬称略)

区 分	役 職	氏 名
病院経営	国立大学法人千葉大学医学部附属病院 副病院長 同・病院経営管理学研究センター長	井 上 貴 裕
	国立大学法人富山大学附属病院地域医療総合支援 学講座 客員准教授 兵庫県地域医療構想アドバイザー	小 林 大 介
企業経営	R S M清和監査法人 パートナー	高 橋 潔 弘
運営実務	公益財団法人大原記念倉敷中央病院機構倉敷中央 病院 経営企画部長	中 島 雄 一
	社会福祉法人福井県済生会病院 事務部長	齋 藤 哲 哉